

市川市 駐輪施設設置基準等概要

① 「市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に関する条例」にもとづく基準
(条例第23条関係)

条例適用事業	500㎡以上の事業区域において行われる開発行為及び建築行為
--------	-------------------------------

公益的整備基準 (適用 : 市内全域)

計画用途	台数の指針	適用
(a) 共同住宅又は長屋	計画戸数以上の台数を整備	条例
(b) 店舗 ※店舗とは、主に小売店、銀行(金融機関)、遊技場、ほか相当施設を示す。	20㎡につき1台以上の台数を整備 (店舗面積÷20㎡= 最低整備台数) ※小数点以下は、切り上げ ※店舗面積：大規模小売店舗立地法(平成十年六月三日法律第九十一号)第二条に準ずるもの	指導指針
(c) 事務所・病院・工場 ・倉庫・学校・寺社 ・集会所など	事業者側にて使用者数を想定し、市と協議した台数を整備 (使用者数=来客+従業員(台数算定式を図面等に記載)) ※0台の場合も、理由を明記してください。	指導指針
(d) 複合用途	用途毎に算出した台数の合計台数以上	指導指針

※ 店舗面積が5,000㎡を超えるときは、下記の算定式で算出してください。
⇒ $(5,000\text{㎡} + \text{<5,000㎡を超える部分に2分の1を乗じた面積>}) \div 20\text{㎡} = \text{最低整備台数}$
・店舗面積：当該施設の営業の用に供する面積とし、その部分については大規模小売店舗立地法 第2条第1項の「店舗面積」を準用してください。
・小数点以下は、切り上げとします。
・台数算定根拠確認の為、店舗面積は、寸法・面積等を明記してください。
※ 自転車1台あたりの区画は、**縦1.9m 横0.6m**とします。
(設計図上に、同上寸法を明示してください。)
※ 通路幅員は、通行及び自転車の出し入れに支障のない幅員を確保してください。(1.0m以上を確保する。)
※ 平置き式の場合は、施設区画標示して位置を明確にしてください。
(自転車専用の屋根が設置されている場合は、区画標示の明示がなくても可。)
※ ラック式の場合は、協議申請書の際に、使用する装置のカタログ(仕様書付)の添付が必要です。
(コピー可。図上に明示されたものでも可。) ※図面上には、駐輪区画範囲全体の寸法等を明記してください。
※ 自転車等駐車を建物内(屋上も含む)に設置する場合は、1階出入口および敷地内に誘導表記を設置し、適切な利用者誘導が行えるようにしてください。また、自転車等駐車場へは、障害物がないことが原則ですが、ゲートやセキュリティー装置およびエレベーター等を経由しないと到達できないなど、自転車等駐車場利用者が無条件に駐輪場に到達することが出来ない場合は、協議が必要となるので、資料および運用方法を添付すること。
※ エレベーターを經由しないと自転車等駐車場に到達しない場合、設置するエレベーターの内寸法の奥行きは、2m以上とします。
※ 共同住宅用・従業員用と商業施設利用者用(利用客用)の駐輪区画は、物理的に分けて運用することが望ましいですが、混合して運用する場合は、色分けするなど明確に区別がつくようにしてください。
※ その他、駐輪施設に勾配を生じる場合は、転倒防止柵、滑り止め、排水設備等を整備してください。
※ 店舗面積が1000㎡を超える場合は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」への対応も行うこと。

また、努力目標として、

算出した台数の内、10%を原動機付自転車(50cc以下のバイク)用駐輪施設として整備してください。

(その場合の原動機付自転車(50cc以下のバイク)1台あたりの区画は、**縦1.9m 横0.8m**とします。

(※原動機付自転車規格が(平均)縦1.7m 横0.7m～(最大値)縦1.9m 横0.8mのため)

【協議申請書 提出図書】 ※手書き箇所に関しては、対象箇所の脇に担当印を押印してください。

市控分(1部)	協議申出書、案内図、土地利用計画図(配置図)、各階平面図、その他カタログ(店舗、事務所、複合用途等の場合は、台数算定式を記載したものを添付してください。)
申請者返却(1部)	上記の図書から協議申出書と各平面図を除いたもの

②「市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に関する条例」に係る基準
(条例第23条関係)

要綱適用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定中高層建築物の建築行為 《特定中高層建築物》 高さが10メートルを超える建築物 地階を除く階数が3以上の建築物（地階を除く階数が3である1戸建の住宅は除く。） ・ 住戸数が6戸以上の集合住宅の建築行為
--------	---

公益的整備基準（適用：市内全域）

計画用途	台数の指針
(a) 特定中高層建築物 (b) 住戸数が6戸以上の集合住宅	計画戸数以上の台数を整備

※ 自転車1台あたりの区画は、**縦1.9m 横0.6m**とします。

※ 通路幅員は、通行及び自転車の出し入れに支障のない幅員を確保してください。(1.0m以上を確保する。)

※ 平置き式の場合は、施設区画標示して位置を明確にしてください。
(自転車専用の屋根が設置されている場合は、区画標示の明示がなくても可。)

※ ラック式の場合は、協議申請書の際に、使用する装置のカタログ(仕様書付)の添付が必要です。
(コピー可。図上に明示されたものでも可。) ※図面上には、駐輪区画範囲全体の寸法等を明記してください。

◎ 店舗・事務所等については、駐輪需要に応じ整備計画の提出をお願いします。

【注意】 商業及び近隣商業地域で、当該施設の建築延べ面積300㎡を超える施設(※増改築にあつては、既存部分の施設面積と増改築部分の施設面積との合計面積)に対しては、「市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」の適用を受けます。)

※上記条例の適用外であっても、出来るだけ台数を配慮していただけますようお願いいたします。

また、努力目標として、
算出した台数の内、10%を原動機付自転車用駐輪施設として整備してください。
その場合の原動機付自転車(50cc以下のバイク)1台あたりの区画は、**縦1.9m 横0.8m**とします。
(※原動機付自転車規格が(平均)縦1.7m 横0.7m～(最大値)縦1.9m 横0.8mのため)

【協議申請書 提出図書】 ※手書き箇所に関しては、対象箇所の脇に担当印を押印してください。

市控分(1部)	事前協議申請書+建築計画書+関係各課との協議に係る計画の概要、 案内図、土地利用計画図(配置図)、各階平面図、その他カタログ (店舗、事務所等の場合は、台数算定式を記載したものを添付してください。)
----------------	---

①②関連（共通）

「市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に係る基準

（条例第16条および第17条、条例施行規則第6条および第7条関係）

条例適用事業	商業及び近隣商業地域で、店舗の用に供される部分の面積（店舗面積）の合計（※規則上では、「当該施設の建築延べ面積」と表現）が300㎡を超える施設 ※増改築にあつては、既存部分の店舗面積と増改築部分の店舗面積との合計面積 ※その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置しなければならない。
--------	---

駐輪施設整備基準

計画用途	台数の指針	適用
(a) 百貨店、スーパーマーケット その他の小売店舗及び飲食店	店舗面積を20で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数。）の自転車を駐車することができること。	条例施行規則
(b) 銀行その他金融機関		
(c) 遊技場		
(d) 学習塾		
(e) 診療所		
(f) 上記以外の施設		
(g) 複合用途	上記の各用途に応じて算出した自転車の数を合計した数の自転車を駐車することができること。	

- ※ 店舗面積が5,000㎡を超えるときは、下記の算定式で算出してください。
⇒ $(5,000\text{㎡} + <5,000\text{㎡} \text{を超える部分に}2\text{分の}1\text{を乗じた面積}>) \div 20\text{㎡} = \text{最低整備台数}$
・小数点以下は、切り上げとします。
・台数算定根拠確認の為、店舗面積は、寸法・面積等を明記してください。
- ※ 自転車1台あたりの区画は、縦1.9m 横0.6mとします。
（設計図上に、同上寸法を明示してください。）
- ※ 通路幅員は、通行及び自転車の出し入れに支障のない幅員を確保してください。（1.0m以上を確保する。）
- ※ 平置き式の場合は、施設区画標示して位置を明確にしてください。
（自転車専用の屋根が設置されている場合は、区画標示の明示がなくても可。）
- ※ ラック式の場合は、協議申請書の際に、使用する装置のカタログ（仕様書付）の添付が必要です。
（コピー可。図上に明示されたものでも可。） ※図面上には、駐輪区画範囲全体の寸法等を明記してください。
- ※ 自転車等駐車場を建物内（屋上も含む）に設置する場合は、1階出入口および敷地内に誘導表記を設置し、適切な利用者誘導が行えるようにしてください。また、自転車等駐車場へは、障害物がないことが原則ですが、ゲートやセキュリティー装置およびエレベーター等を経由しないと到達できないなど、自転車等駐車場利用者が無条件に駐輪場に到達することが出来ない場合は、協議が必要となるので、資料および運用方法を添付すること。
- ※ エレベーターを経由しないと自転車等駐車場に到達しない場合、エレベーターの内寸法の奥行きは、2m以上とします。
- ※ 共同住宅用・従業員用と商業施設利用者用（利用客用）の駐輪区画は、物理的に分けて運用することが望ましいですが、混合して運用する場合は、色分けするなど明確に区別がつくようにしてください。（担当者との協議。）
- ※ その他、駐輪施設に勾配を生じる場合は、転倒防止柵、滑り止め、排水設備等を整備してください。
- ※ 店舗面積が1000㎡を超える場合は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」への対応も行うこと。

また、努力目標として、

算出した台数の内、10%を原動機付自転車（50cc以下のバイク）用駐輪施設として整備してください。

その場合の原動機付自転車（50cc以下のバイク）1台あたりの区画は、縦1.9m 横0.8mとします。

（※原動機付自転車規格が（平均）縦1.7m 横0.7m～（最大値）縦1.9m 横0.8mのため）

注意
この条例の規定に違反した事業者に対し、市は、条例第18条～第20条にもとづき、
①必要な指導または勧告、②措置命令、③事実公表を行う場合があります。

参考

店舗面積が1000㎡を超える大規模小売店舗においては、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」により設置努力が義務付けられたほか、ピーク1時間に必要な駐輪場を確保するよう、大規模小売店舗立地法にもとづき、経済産業省から指針が出ていますのでそちらも参照ください。

（※条例か、経済産業省から指針のどちらか大きい算定値を採用してください。）

関連法令	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第5条 大規模小売店舗立地法 第4条 大規模小売店舗立地法施行規則 第3条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（経済産業省）
------	--

③ その他

- 通路幅員
道路等からの駐輪施設への通路及び出し入れに支障のない幅員を確保してください。
- 安全対策
駐輪施設は、斜面等位置にある場合は、安全対策等をとってください。
また、2段式ラック施設で道路・歩道に設置する場合、出し入れに際し、ラックの一部が道路や歩道面に飛び出す様なことがないように配慮してください。

【参考】

○市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（抜粋）

（自転車等駐車場設置義務対象施設）

第6条 条例第16条に規定する規則で定める面積を超える施設は、当該施設の建築延面積が300平方メートルを超える施設とする。この場合において、増改築にあつては、既存部分の施設面積と増改築部分の施設面積との合計面積によるものとする。

別表第4(第7条関係)

建築物の用途	設置基準
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積を20で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数。以下同じ)の自転車を駐車することができること。
銀行その他金融機関	店舗面積を20で除して得た数の自転車を駐車することができること。
遊技場	店舗面積を20で除して得た数の自転車を駐車することができること。
学習塾	店舗面積を20で除して得た数の自転車を駐車することができること。
診療所	店舗面積を20で除して得た数の自転車を駐車することができること。
上記以外の施設	店舗面積を20で除して得た数の自転車を駐車することができること。
複合用途	上記の各用途に応じて算出した自転車の数を合計した数の自転車を駐車することができること。

備考 この表において「店舗面積」とは、次の各号に掲げる建築物の用途の区分に応じ、当該各号に定めるものの床面積(平方メートル)を合計した面積をいう。ただし、当該店舗面積が5,000平方メートルを超えるときは、当該超える部分に2分の1を乗じて得た面積もってこれとみなす。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店 売場(飲食店の客席及び待合室を含む。以下同じ。)、売場間の通路、陳列窓、物品の加工修理所その他これらに類するもの
- (2) 銀行その他の金融機関 銀行室、待合室、応接室その他これらに類するもの
- (3) 遊技場 遊技室、景品交換所、受付その他これらに類するもの
- (4) 学習塾 教室、実習室、資料室その他これらに類するもの
- (5) 診療所 診療室、待合室その他これらに類するもの
- (6) 上記以外の施設 前各号に定めるものの例により、当該施設の用途に応じて市長が必要と認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【駐車ますの標準的な寸法】 ※路上自転車・自動2輪車等駐車場設置指針 同解説 (H19. 1)

	長さ	幅員
自転車	1. 9m	0. 6m
原動機付自転車	1. 9m	0. 8m
自動2輪車	2. 3m	1. 0m